

# 第1期福津市こども計画

## 概要版



令和7年3月

福津市

# 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

令和5年4月に、こども基本法が施行されました。これは、少子化や児童虐待など、様々なこどもをめぐる社会問題がある中で、こどもの生活や権利を一番に考えた「こどもまんなか社会」づくりを進めていこうとするものです。

こうした法制度改革に沿って、こどもの持っている権利を最大限に尊重し、本市のこども施策を総合的に推進するために、「第1期福津市こども計画」を策定します。

計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間です。

## 2 計画の位置づけ

「こども計画」は、以下の6計画を一体的に策定します。なお、教育分野については、「福津市教育大綱」「福津市教育総合計画」を別途、策定・推進しています。

### 「こども計画」として一体的に盛り込む6計画

名称	概要
子ども・子育て支援事業計画（第3期）	幼児教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」を定める
次世代育成支援対策地域行動計画	保健・福祉に加え、「仕事と生活の調和」など、各分野にまたがる次世代育成支援施策を定める。民間事業所や官公庁の事業主行動計画とともに推進する
母子保健を含む成育医療等に関する計画	成育過程における切れ目のない母子保健・成育医療等の施策を定める
ひとり親家庭自立促進計画	ひとり親家庭の生活の安定と向上のために講じる施策を定める
こどもの貧困対策計画	こどもの貧困の解消に向けた対策を定める
子ども・若者育成支援計画	つながりの希薄化、ひきこもりなど、子ども・若者の問題の解決を目指す育成支援施策を定める

## 3 基本理念

### こどもの笑顔があふれ、心豊かに育ちあうまち 福津

こどもは次代を担う社会の宝です。こどもたちの生活と権利が最大限に尊重され、地域ぐるみで子育てを切れ目なく支援し、こどもも保護者も笑顔で健やかに成長し、「福津で育って、福津で育てて良かった」と思えるまちづくりを推進していきます。

## 4 アンケートによる市民ニーズ

計画の策定にあたって、子育て中の保護者や小中学生、高校生から34歳までの世代を対象に5種類のアンケート調査を行い、ニーズ把握に努めました。こども・若者、子育て中の保護者のいずれにも、生活上の悩みを抱え、相談などの解決手段につながっていないケースがあることがわかりました。また、「経済的支援の拡充」や「居場所」などに高いニーズがあることもわかりました。

ヤングケアラーや、ひきこもり状態の若者などを含め、様々な困難を抱えているこども・若者、子育て中の保護者に対して、ニーズに沿ったきめ細かな支援を行っていくことが求められます。

### アンケート調査の種類と配布・回収状況

	対象	配布数	回収数	回収率	実施期間
A	就学前児童保護者	1,000 票	531 票	53.1%	令和6年 6～7月
B	小学生保護者	1,000 票	502 票	50.2%	
C	小5・中2本人調査	1,600 票	1,493 票	93.3%	令和6年 6～9月
D	小5・中2保護者調査	1,600 票	870 票	54.4%	
E	高校生～34歳の若者	2,500 票	380 票	15.2%	

### アンケート調査から読み取れること

アンケート調査結果	必要な対策
◇子育て中の保護者は、様々なことに悩んでいる	→保護者のリフレッシュや仕事と生活の調和を図る取り組みを引き続き進めていく必要がある
◇叱りすぎや、虐待の疑いもアンケートからは示唆される	→保護者の心身のケアを図る施策を進めていく必要がある
◇「経済的支援の拡充」へのニーズが高い	→国の政策もあいまって経済的な支援は進んだが、さらに可能な施策を検討していく必要がある
◇「安全なまちづくり」へのニーズが高い	→防災・防犯・交通安全の取り組みを引き続き進めていく必要がある
◇学童保育へのニーズが高い ◇遊び場や、遊び体験へのニーズが高い ◇ひきこもり状態のこども・若者がいる	→こども・若者、子育て中の保護者の「居場所」の充実に努めていく必要がある
◇生活困難世帯のこどもたちは、そのことが様々な影響をもたらしている	→「こどもの貧困対策」を一層進めていく必要がある
◇悩みを相談できない状態のこどもがいる	→気軽に相談しやすい仕組みづくりを進めていく必要がある
◇「家のお金のこと」に悩んでいるこどもたちは、そのことが様々な影響をもたらしている	→「こどもの貧困対策」を一層進めていく必要がある
◇ヤングケアラーの状態にあるこども・若者がいる	→「ヤングケアラー支援」を一層進めていく必要がある

# こども施策の総合的な展開

## 基本目標 1 こどもが安心して暮らし、育つことができる環境づくり

こどもや子育て家庭が、意見がなかなか言えない立場であることを周囲が認識し、意見表明や参加の機会が保障されるとともに、あらゆる種類の差別や虐待、搾取から守られなければなりません。また、こどもや親子連れは、事故や犯罪、災害に対して弱い立場にあり、見守りや支援が欠かせません。安心して遊び、家族や友人とゆったり時間を過ごせる居場所も期待されています。

このため、地域コミュニティの協力を得ながら、こどもの意見を尊重し、権利を守る体制づくりを進めるとともに、安全・安心に生活できる環境づくりを進めます。

基本目標	主要施策	個別施策
こどもが安心して暮らし、育つことができる環境づくり	1 こどもの権利の保障	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) こどもの人権・権利を守るまちづくりの推進</li> <li>(2) 要保護児童・要支援児童対策の推進</li> <li>(3) 男女共同参画による子育ての推進</li> <li>(4) 政策形成過程へのこどもの意見の反映</li> </ul>
	2 安全・安心の生活環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 防犯・交通安全の推進</li> <li>(2) 危機管理対策の推進</li> <li>(3) 子育てにやさしい住環境づくり</li> </ul>



## 基本目標 2 こどもの成育過程を通じた包括的な支援

妊娠・出産期から、乳幼児期、学童期、青年期と、こどもの成長過程では、様々な困難に直面することがあり、臨機応変に対応することが求められます。保護者にとっても、子育て期は、大きな不安を抱える毎日です。その一方、こどもが様々な遊びや学び、体験を通じて成長し、社会に出ていくことは、関わるすべての人々の喜びであり、財産です。

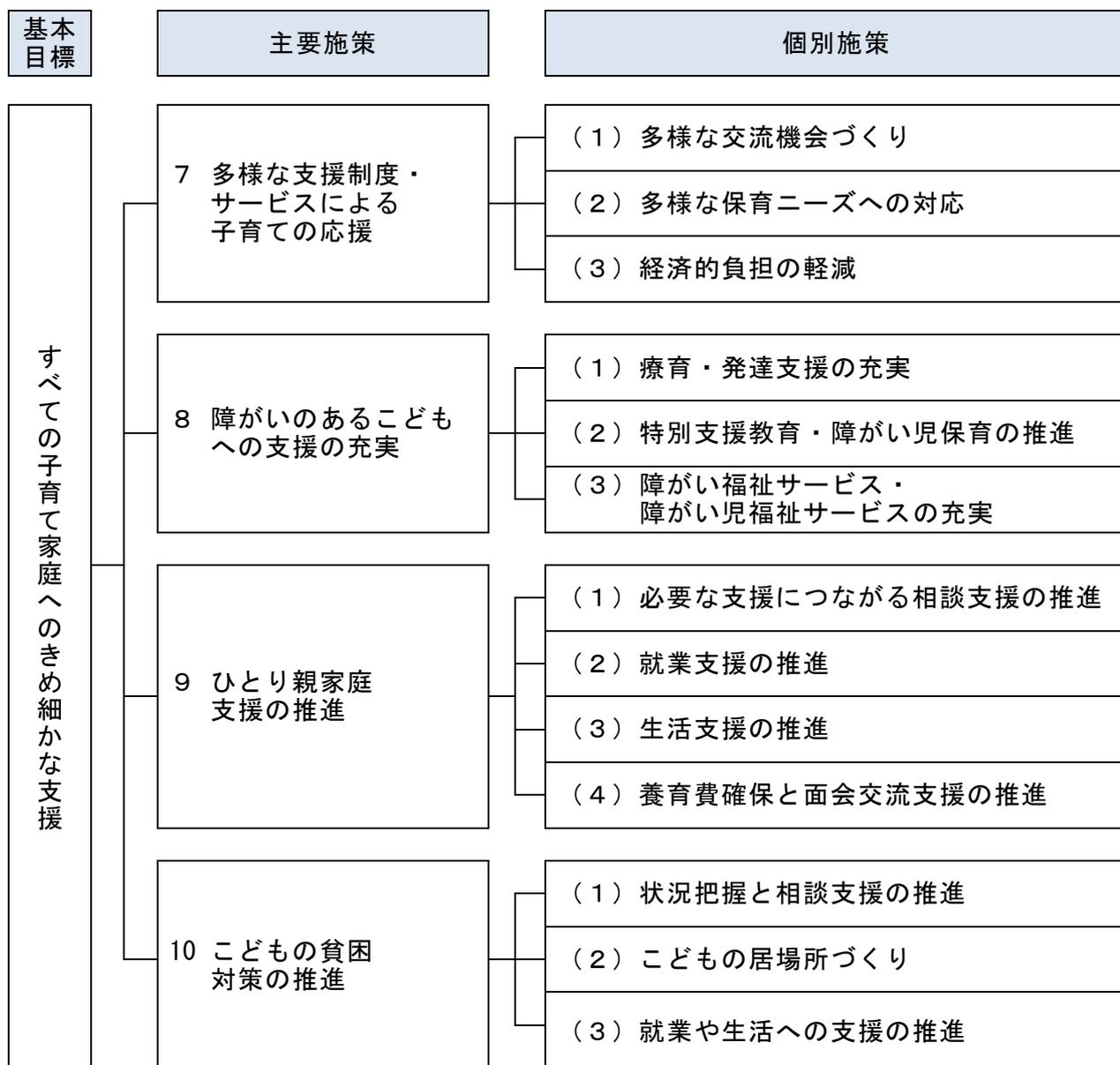
このため、すべてのこども・子育て世代が、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができるよう、様々な関係者が、親身に寄り添いながら、年齢・発達段階に応じて切れ目なく包括的な相談支援を行い、健康をサポートし、地域ぐるみで教育・保育を推進していきます。

基本目標	主要施策	個別施策
こどもの成育過程を通じた包括的な支援	3 寄り添う相談支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 母子保健・児童福祉に関する相談支援の推進</li> <li>(2) 学齢期の相談支援の推進</li> <li>(3) わかりやすい情報提供の推進</li> </ul>
	4 地域で育てる教育・保育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 就学前教育・保育の環境づくり</li> <li>(2) 地域とともに歩む学校教育の推進</li> <li>(3) 放課後・休日の居場所づくりの推進</li> </ul>
	5 成育過程を通じた健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 妊娠・出産期の健康づくりの推進</li> <li>(2) 乳幼児期の健康づくりの推進</li> <li>(3) 学童期・思春期の健康づくりの推進</li> </ul>
	6 子ども・若者育成支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学業・就業の再チャレンジの支援</li> <li>(2) ひきこもり防止と居場所づくり</li> <li>(3) ヤングケアラーへの支援の推進</li> <li>(4) こども・若者の成長を支える地域環境づくり</li> </ul>

### 基本目標3 すべての子育て家庭へのきめ細かな支援

共働き家庭や、夜勤・長期出張など不規則な勤務形態の保護者、障がいのある子ども、ひとり親家庭、生活困窮家庭、海外につながる家庭など、子どもや保護者の心身の状況や置かれる環境は多岐にわたります。また、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化などにより、子どもを授かるまで、乳幼児と触れあう経験が乏しいままに、親になることが増えており、祖父母や近隣の人からの支援、協力を得ることも難しい状況があります。

このため、すべての子育て家庭が、必要なときに、必要な制度・サービスを受けられる体制づくりを進めていきます。



## 子ども・子育て支援の量の見込みと確保内容

子ども・子育て支援法では、計画期間の各年度における「就学前教育・保育施設の利用量」（幼稚園・認定こども園・保育所等の利用者数）の見込み（需要量）と、「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込み（需要量）、それらに対する確保内容（供給量の見込み）について、子ども・子育て支援事業計画に記載することが必須とされています。

サービス利用実績やニーズ調査結果、人口推計を勘案して、以下のとおり、量の見込みと確保内容を設定します。

### 「教育・保育施設の利用量」の見込みと確保内容

就学前教育・保育施設の利用にあたっては、「保育の必要性の認定」を受けます。「保育の必要性の認定」は、適正なサービスを受けるための必要度や必要量を判定するものであり、保育の必要性のある0～2歳の3号認定、保育の必要性のある3～5歳の2号認定、保育の必要性がない3～5歳の1号認定があります。

就学前教育・保育施設の利用ニーズは、依然、高い状態が続くと予想されるため、引き続き、提供体制の確保に努めます。この需要量に対する提供体制が確保できるよう、保育士等の職員の養成・確保を促進していきます。なお、確保方策は、利用定員ベースで記載しています。

#### 教育・保育施設の利用量の見込みと確保方策

（単位：人／月）

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	備考	
0歳児 (3号認定)	量の見込み	110	109	109	107	106		
	確保方策	125	127	128	130	131		
1～2歳児 (3号認定)	量の見込み	687	695	685	684	684		
	確保方策	692	701	711	721	730		
3～5歳児 (2号認定)	量の見込み	1,073	1,039	1,020	992	1,002		保育所・認定こども園保育部等利用
	確保方策	1,068	1,068	1,068	1,068	1,068		
3～5歳児 (1号認定)	量の見込み	1,079	1,045	1,025	999	1,008		幼稚園・認定こども園幼稚園部等利用
	確保方策	1,008	1,008	1,008	1,008	1,008		
合計	量の見込み	2,949	2,888	2,839	2,782	2,800		
	確保方策	2,893	2,904	2,915	2,927	2,937		

## 「地域子ども・子育て支援事業」等の供給量の目標

地域子ども・子育て支援事業等の令和6年度の利用実績見込みと、令和11年度の提供量の目標は、以下のとおりです。令和6年度の利用実績見込が空欄の事業は、新規事業です。各事業が円滑に実施できるよう、供給体制の確保に努めます。

	単位	令和6年度 実績見込	令和11年度 供給量	事業の概要
(1) 子育て支援センター「なかよし」	人回/年	21,717	20,908	乳幼児とその保護者が気軽に集い、親子で交流したり、育児についての相談や情報提供、子育て講座を実施する事業です。
(2) 妊婦健康診査	人回/年	6,540	6,275	医療機関における妊婦に対する健康診査事業です。
(3) 乳児家庭全戸訪問事業(赤ちゃん訪問)	人/年	537	515	生後4か月までの乳児のいる世帯すべての家庭に保健師などが訪問する事業です。
(4) 養育支援訪問事業	人/年	264	249	養育支援が特に必要な家庭を家庭訪問支援員が訪問し、養育に関する指導・助言などを行う事業です。
(5) 子育て短期支援事業	人日/年	48	46	一時的にこどもの養育が困難となった場合、児童福祉施設などでこどもを預かる事業です。
(6) ファミリー・サポート・センター事業	人回/年	520	501	生後3ヶ月から小学6年生までのこどもがいる依頼会員を対象に、提供会員が子育て支援を行う事業です。
(7) 預かり保育	人回/年	12,770	11,878	幼稚園・認定こども園幼稚園で通常就園時間後に保育する事業です。
(8) 一時保育	人回/年	79	75	家庭で日中保育することが一時的に困難となった就学前児童について、保育所・認定こども園保育部等で保育する事業です。
(9) 延長保育	人/年	877	829	保育所・認定こども園などで、通常の利用時間を超えて保育を行う事業です。
(10) 病児・病後児保育	人日/年	4,214	3,982	病気のこどもを一時的に保育する事業です。
(11) 放課後児童健全育成事業(学童保育所)	人	957	1,125	保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生を預かり、生活の場や適切な遊びの場を提供する事業です。
(12) 子育て世帯訪問支援事業	時間/年	600	720	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等の居宅を、訪問支援員が訪問し、支援を行う事業です。
(13) 親子関係形成支援事業	人回/年	96	96	講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。
(14) 産後ケア事業(通所型・訪問型)	人回/年	85	85	生後1年未満の赤ちゃんとお母さんに、助産師等が、授乳や沐浴のアドバイス、赤ちゃんの発育の確認などを行う事業です。
(15) 産後ケア事業(宿泊型)	人回/年	40	40	
(16) こども誰でも通園制度(乳児等通園支援)	人/月	—	48	0～2歳児が保護者の就労要件を問わず保育所等で保育を受けられる制度です。